

## 就学援助制度のお知らせ

### 申請により「新入学用品費」を入学前に先行して支給します

中之条町では、経済的な理由により小・中学校の就学費用負担に心配のあるご家庭に、学用品費などの一部を援助する「就学援助制度」を設けております。入学準備のために必要な場合は、この制度内の「新入学用品費」を入学前に支給いたします。

支給には所得制限がありますので、申請に基づき審査のうえで決定します。

希望される保護者の方は、教育委員会こども未来課 に申請してください。



#### 入学前支給を受けることができる方

次の①～③すべてに該当する方

- ① 令和8年1月1日現在で中之条町に住民登録がある方
- ② 令和8年4月に中之条町立小・中学校に入学予定の方(新1年生)の保護者。または、教育事務の委託により長野原町立長野原中学校に入学予定の方(新1年生)の保護者
- ③ 令和7年12月31日の世帯状況と令和6年分の世帯の総所得額が、中之条町教育委員会の定める「準要保護認定の基準(※)」に該当する方

※ 準要保護認定の基準は、町ホームページ(QRコード)でご確認ください。

#### 新入学用品費の支給内容

【支 給 額】 新小学1年生 57,060 円 ／ 新中学1年生 63,000 円

【支 給 日】 令和8年3月中旬 (予定)



#### 申請方法

【申請期間】 令和8年1月8日(木)～2月2日(月) ※土日祝日を除く

【受付時間】 8時30分～12時、14時～17時

【受付窓口】 教育委員会 こども未来課 (ツインプラザ1階) ※ 郵送可

【必要なもの】 ①申請書 兼 代理人選任届

(上記窓口の他、町ホームページから入手できます。)

②預金通帳の写しなど、口座番号を確認できるもの

③児童扶養手当を受給している方は受給者証の写し



申請書ダウンロード  
町HP／新入学用品費  
の入学前支給

#### 審査結果

令和8年2月下旬頃 通知(郵送)

#### ご注意ください

- ・ 入学前に町外へ転出を予定している方は申請できません。
- ・ お子さまが対象の小中学校に入学しなかった場合は返還していただきます。
- ・ 入学前支給の申請書は、来年度の通常の就学援助申請書と兼用です。小・中学校に兄弟姉妹がいる場合は1世帯で1枚の申請書に記入してください。なお、所得の判定基準は、入学前支給分は令和6年分の所得、来年度の通常分は令和7年分の所得となりますので、入学前支給分で就学援助が該当となっても、来年度の就学援助では非該当となる場合もあります。

#### 問い合わせ・郵送申請先

中之条町教育委員会 こども未来課 総務係

〒377-0423 中之条町大字伊勢町 1005-1 電話 0279-75-8824